

安全ブロック

取扱説明書

要保存 必ずお読みください。

この度は、安全ブロックをお買い上げいただきましてありがとうございます。

この製品は、工場・倉庫・車両上荷役・住宅建設・屋根上作業・電気通信工事等の高所作業や、タンクやマンホール内の昇降時などで、作業者の墜落を防止するためにお使いいただく製品です。

ご使用になる前に必ずこの取扱説明書（表・裏両面）をよくお読みいただき、内容をご理解ください。特に **⚠ 危険**・**⚠ 警告**・**⚠ 注意**の項目は、事故を未然に防ぐために厳守してください。あわせてこの取扱説明書は大切に保存していただき、紛失された場合には発売元もしくは製造元にご請求ください。

* 併用する墜落制止用器具等の取扱説明書も、必ずお読みください。

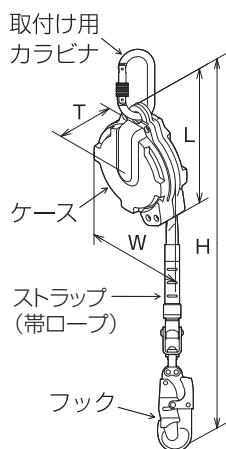
1 用途

安全ブロックは、高所作業やそれに伴う昇降の際に、本体を構造物に取り付け、ストラップ（帯ロープ）先端のフックを墜落制止用器具（フルハーネス型または胴ベルト型）に接続することで万一の墜落を防止するものです。

⚠ 警告 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、やめてください

(1) 墜落防止以外の目的で使用しない。

2 製品の仕様



MSB-8型

型 式		MSB-8
寸 法 (mm)	W	148
	L	185
	T	67
	H	490
※1 製 品 重 量		1450g
ストラップ (帯ロープ)		幅17mm×厚さ1.8mm 高強度繊維芯入り ポリエステル被覆
※2 使 用 全 長		6m
※3 墜落阻止時の	衝撃荷重	8kN以下
	落下距離	2m以下

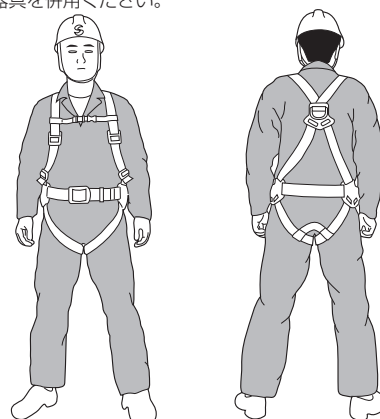
※1. 製品重量…取付け側のカラビナ等は含まず。

※2. 使用全長…安全ブロック中心よりフックまたはカラビナまで。

※3. 衝撃荷重・落下距離は「安全帯構造指針」の試験方法による落下試験の結果です。

■原則はフルハーネス型を使用

フルハーネス型墜落制止用器具は、万一の墜落阻止時に身体にかかる衝撃を分散します。
安全ブロックには、MonotaROのフルハーネス型墜落制止用器具を併用ください。

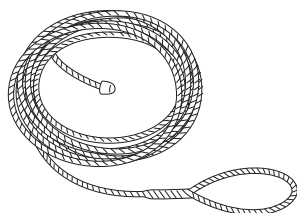


〈付属品〉 ※新品時のみ付いています。

引寄せロープ

型番:FAB-D型

(ポリプロピレン 長さ6m)

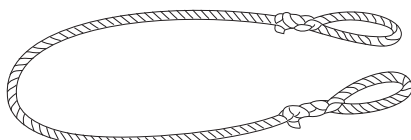


〈別売品〉

台付ロープ

型番:FAB-C型

(φ14mmナイロン 長さ1,200mm)



※引き寄せロープはあらかじめ安全ブロック先端のフックまたはカラビナに取り付けてご使用ください。

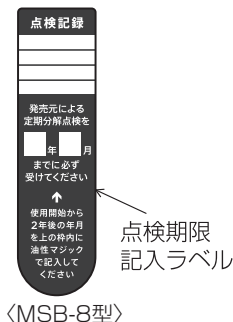
3 使用条件

警告 重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

- (1) 取付対象物から垂直につり下げて、垂直昇降時及び定位置作業時に使用する。
- (2) 1台につき1名のみが使用する。
- (3) 必ずフルハーネス型または胴ベルト型の墜落制止用器具を併用する。
- (4) 使用者の重量（体重＋着衣＋装着品）は30kg～120kgの範囲に制限する。
- (5) 通常作業が可能な温度範囲（目安として－10℃～＋50℃）で使用するが、低温・高温の現場では下記の点に注意する。
[低温] ストラップが凍っている場合は温度に関係なく使用しない。解凍後は全長スムーズに巻き取られることを確認して使用する。
[高温] ストラップはポリエステル繊維で被覆されているため、溶接の火花・スパッタ・高温の金属面等で損傷を受けやすいので、これらに該当する状況下ではできる限り使用を避ける。やむをえず使用する場合は、頻繁に点検し異常がないことを確認する。

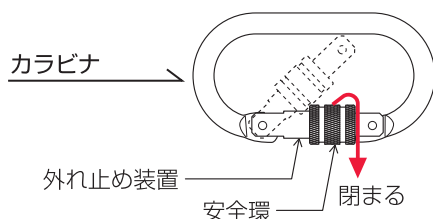
4 点検確認

- (1) 毎回使用前に取扱説明書とケース本体両面のラベル記載事項をよく読んで、正しい取り付け方と使用方法を確認する。
- (2) 毎回使用前に[**9 使用前 / 通常 / 定期分解点検**]に従って各部の詳細な点検を行なう。
- (3) 新品の使用開始前に必ず、次回の定期分解点検の期限(使用開始月から2年後の年月)をケースの点検期限記入ラベルに記入し、期限内に同点検を履行する。

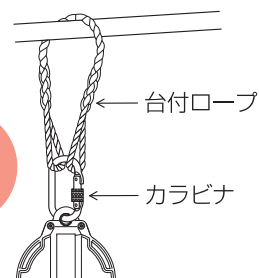


5 取付方法

- (1) 作業位置の真上で墜落阻止時の衝撃に十分耐えられる強固な取付対象物に垂直につり下げる。
- (2) 取付位置は想定される作業位置の最上部より必ず上になるようにする。
- (3) 別売品の台付ロープで下図のように安全ブロック上部の取付用のカラビナと取付対象物を確実に連結する。カラビナは、安全環をゆるめて外れ止め装置を開く。取付後は安全環を確実に閉める。

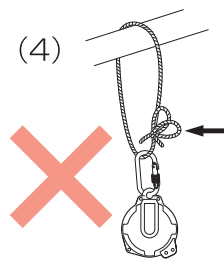
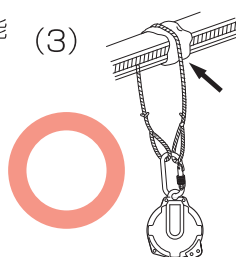


〈正しい取り付けの例〉



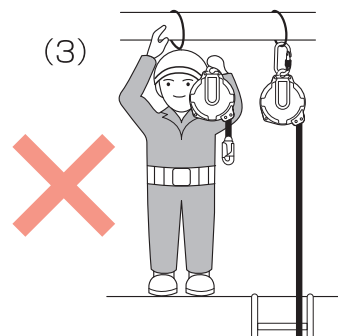
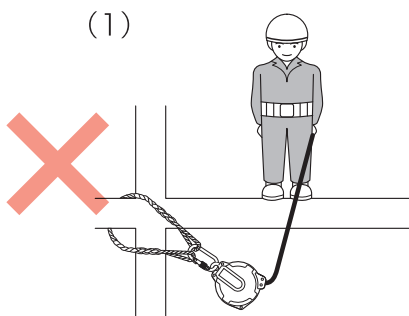
危険 重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

- (1) 墜落の衝撃で壊れたり変形したりして、取付部の支持ができなくなるような対象物には取り付けない。
- (2) 損傷があったり強度が不足していたりして、墜落阻止時の衝撃で破断する可能性のあるロープ等は取り付けに使用しない。
- (3) 鋭い角のある取付対象物には取り付けない。やむをえない場合には、丈夫な厚布等を巻いて台付ロープ等が直接触れないようにする。
- (4) 台付ロープ等は墜落阻止時の衝撃に耐えられる方法で確実に取り付ける。結んで取り付けてはならない。



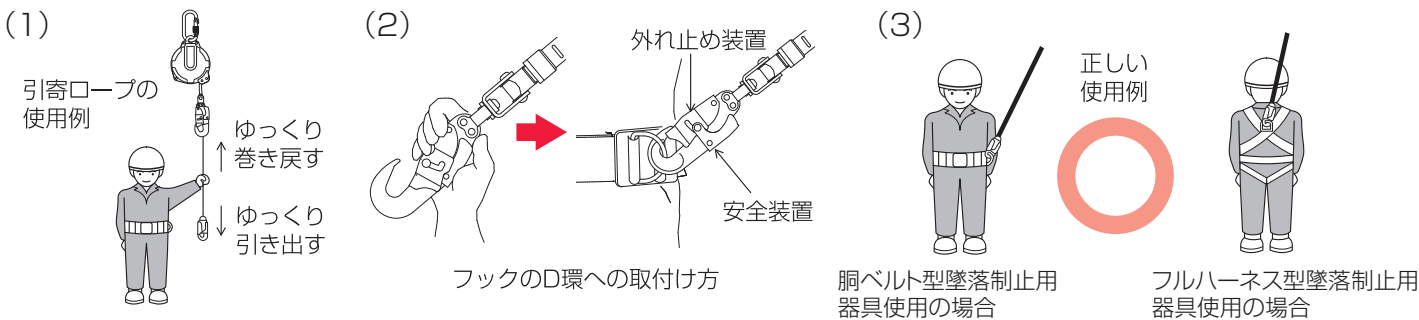
警告 重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

- (1) 落下距離が大きくなるので、使用者が装着している墜落制止用器具等のD環よりも下の位置に取り付けない。
- (2) 落下距離が大きくなったり、吊り上げられたりするおそれがあるので、クレーンのフック等移動するものには取り付けない。
- (3) 他の安全ブロックのストラップやワイヤロープが交差すると、墜落時に切断されたり、友引現象が起こるおそれがあるので、複数の製品を近接する場所には取り付けない。



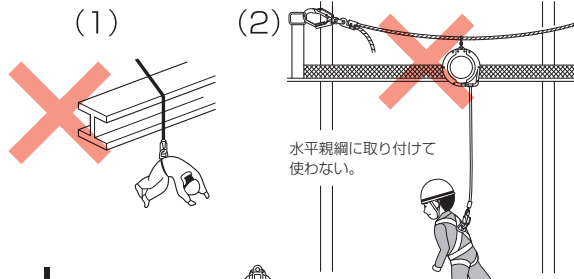
6 使用方法

- (1) ストラップの先端部にあるフックを持ち、まっすぐ下にストラップを引き出す。取付位置が高くて手が届かない場合は、引寄ロープ等をあらかじめフックに取り付けておき、これを引いてストラップを引き出し、使用位置まで引き寄せる。
- (2) フックは必ず墜落制止用具のD環に掛けて使用する。フックは安全装置と外れ止め装置を同時に握って開閉し確実に掛ける。
- (3) フックを墜落制止用具のD環に接続した状態で、昇降や定位置作業を行なう。
(ストラップにはゆるい張力がかかっており、使用者の移動に従って出入りする。傾斜面や屋根上では十分な落下速度が得られないためロックが作動しない場合があるが、直下に墜落した場合は瞬時にロック機構が作動し墜落が阻止される)
- (4) 使用後にストラップを巻き込むときは、引寄ロープを使ってゆっくりと巻き込ませる。
※巻き込み完了後は、引寄ロープの端を固定させて、風などにあおられないようにする。



危険 重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

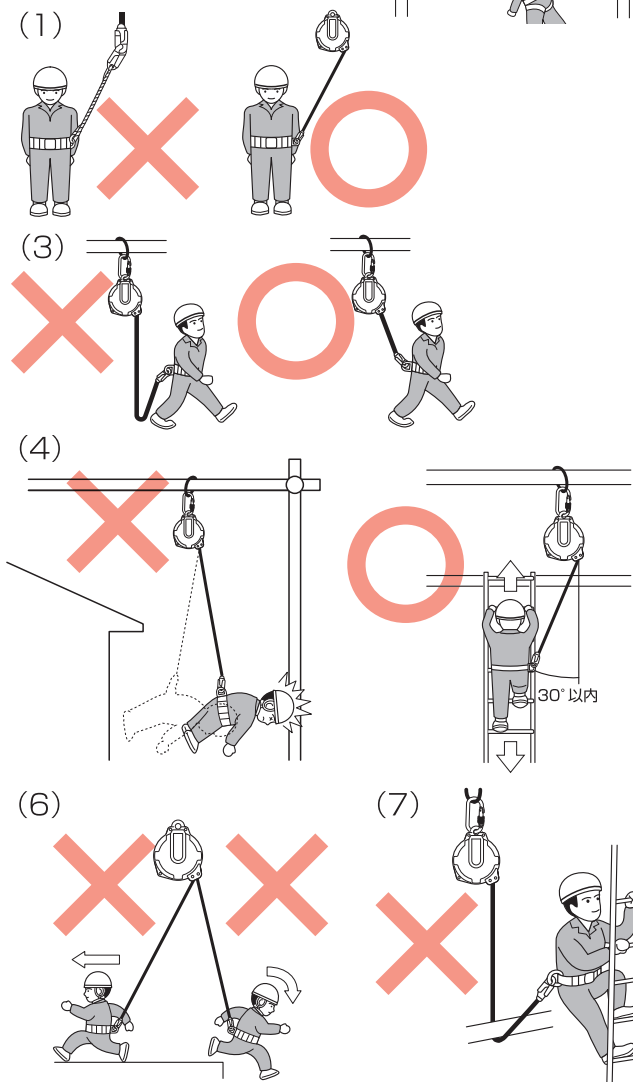
- (1) 安全ブロックのストラップが、使用中に構造物等の鋭い角に直接触れるような使い方をすると、墜落阻止時に切断されるおそれがあるので絶対にしない。そのような場所での作業はできる限り避け、やむをえない場合は、丈夫な厚布等を鋭角部に巻いてストラップを保護する。



- (2) 水平親綱に取り付けて使用しない。

 警告 重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

- (1) 安全ブロックのフックは、墜落制止用器具のD環に必ず掛ける。
墜落制止用器具のランヤードのフックを安全ブロックのフックと連結して使用しない。
- (2) ストラップを結んだり、くくり付けたりしない。
- (3) ストラップがスムーズに巻き込まれずに、たるんだ状態で使用すると、万一の墜落の際の落下距離が大きくなるので、そのまま使用しない。
少し引き出してから巻き戻すとたるみがなくなることがあるが、その場合はストラップをす早く引き出して正常にロックすることを確認した上で使用を再開する。
- (4) 30度以上の水平移動は、墜落阻止時に体が大きく左右に振られ周囲の構造物等に激突する「振子現象」の危険性が大きくなるので絶対にしない。さらに移動して作業を行う場合は、ストラップ全長を引き出した状態を想定して、作業位置が垂直線の左右約30度までの範囲に入るように、安全ブロックの取付位置を移動する。
- (5) 落下距離が大きくなるので、使用中に安全ブロックのケース本体が、使用者が装着している墜落制止用器具のD環よりも下にならないよう注意する。
- (6) 不意にロック機構が作動してバランスを失うことがあるので、使用中に飛び降りる・走る等の急な動きはしない。
- (7) ストラップが損傷したり、落下距離が大きくなるので、引き出されたストラップ部分が構造物等に接触・屈曲するような使用状態は避ける。

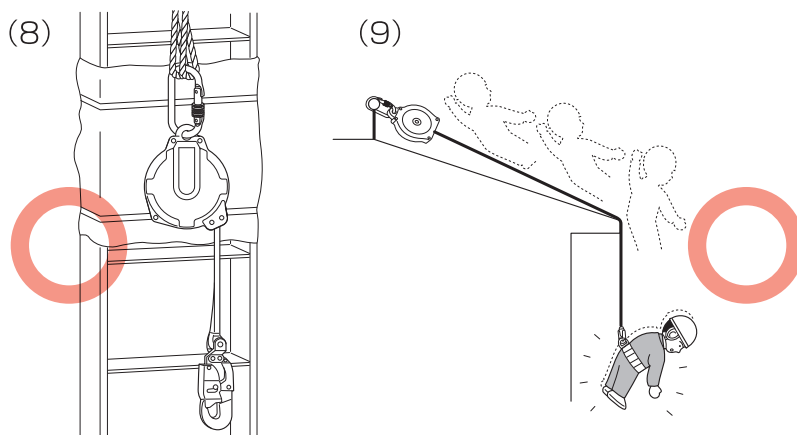




警告

重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

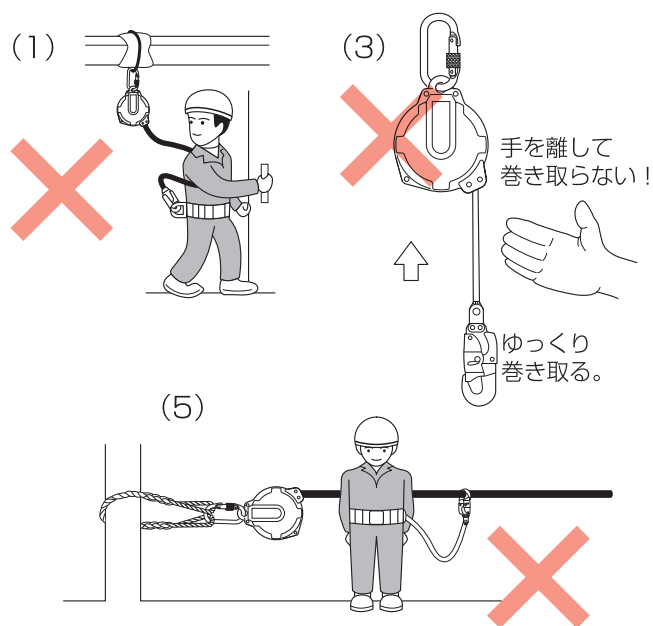
- (8) つり下げた安全ブロックのケース本体が、構造物等とぶつかって損傷を受けるおそれがある場合は、その部分に布等を巻いて安全ブロックを保護する。
- (9) ゆるい傾斜面を滑落した場合など十分に落下速度が得られないと、ロック機構が作動しない場合があるので使わない。直下に墜落した場合は瞬時にロックが作動する。
- (10) 溶接の火花・酸・アルカリ・油・水・その他高温・高熱の物体や化学薬品類がかかったり触れたりしないように注意する。
- (11) 酸・アルカリ・アンモニア・有機ガスの濃度が高い場所での使用は避ける。
- (12) ストラップは水を含むと電気をよく通すので、感電のおそれのある場所では使用しない。
- (13) 金具の衝突・静電気による火花で爆発・引火する可能性があるため、ガスや粉塵の濃度が高い場所では使用しない。
- (14) やむをえず氷点下で使用する場合は、製品を墜落制止用器具等に接続して昇降や作業を行なう前に必ずストラップを素早く引き出してロックすることを確認する。－10℃以下の場合やストラップ凍結時は絶対に使用しない。



注意

安全にお使いいただくためにお守りください

- (1) 体のバランスを失い墜落する危険性が高くなるので、昇降中または作業中にストラップを腕や足の下に通さない。
- (2) ストラップを全長引き出したら、それ以上無理に引き出そうとしない。無理に引き出そうとすると、ストラップが巻き込まれなくなることがある。
- (3) ストラップを引き出した状態で、フックまたはカラビナから手を放して巻き込ませることはしない。ストラップ及び先端のフックが急激に巻き込まれて危険。また、ストラップがケース内でからまって動かなくなるおそれがある。
- (4) ストラップは完全に巻き込み収納しておく。巻き残りがある場合は、少し長めに引き出してから再度ゆっくりと巻き込ませて、全長を収納する。
- (5) 水平親綱として使用しない。
- (6) 投げたり引きずって動かしたり、構造物にぶつける等の乱暴な扱いをしない。
- (7) 屋外の地面等に放置してほこりや泥にまみれたり、水浸しにしたりしない。



7 保管

- (1) 屋外で使用する場合は、できる限りその日の作業終了時に安全ブロックを取り外して、次回の使用開始まで屋内に保管する。やむをえず屋外に取り付けたままにする場合は、取付部分を含む安全ブロック全体を防水シート等でカバーし、直射日光や雨・雪等に直接さらされないようにする。
- (2) 屋内・屋外を問わず数日以上使用しない場合は、取付箇所から安全ブロックを取り外して必要な保守を実施した後に、常温で風通しがよく、直射日光の当たらない屋内に保管する。
- (3) 傷・変形が発生する場合があるので、安全ブロックの上に荷物を積み上げない。



注意

安全にお使いいただくためにお守りください

- (1) ストラップを引き出したまま長期間放置しておくと、ケース内のスプリングの耐久性に悪影響を及ぼし、またストラップが直射日光にさらされ強度低下につながるため、使用しないときは必ずストラップの全長を巻き込ませておく。
- (2) 雨天使用時にストラップが多量に吸水すると巻き込みが緩慢になるので、使用中を除いてはストラップを出しっぱなしにしないで、できるだけこまめにケース内に全長を巻き込ませる。

8 保守

(1) ケース本体

中性洗剤をぬるま湯に溶かした液にウエス等のふき取り用布をひたし、これを固くしぼったもので全体の汚れをふき取る。ケースに貼られたラベルは、汚れを落として記載事項が明確に読み取れるようにしておく。ラベルの記載事項が読めない場合や、ラベル自体がはがれかかっていたり欠落している場合は、発売元から取り寄せて貼り替える。

(2) フック

ストラップ先端のフックと、取付用カラビナは、スピンドル油等をつけて全体のよごれをきれいにふき取り、さらに可動部にもスピンドル油を注油して動きをよくしておく。

(3) ストラップ

(1)と同じ方法で全長にわたってよごれや付着した異物(塗料・セメント・泥等)をふき取り除去する。

(4) 乾燥

ふき取り洗浄後は、熱で強制的に乾燥させずに、風通しのよい屋内につり下げて自然乾燥させ、完全に水分が取れるまで使用しない。



警告

重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

(1) 発売元以外での製品の分解・修理・改造をしてはならない。



注意

安全にお使いいただくためにお守りください

(1) 塗料・セメント・泥等の異物がストラップや台付ロープに付着した場合はすぐにふき取る。

(2) ストーブや熱風等による強制乾燥は、製品が変形・損傷するおそれがあるので、絶対にしない。

9 使用前 / 通常 / 定期分解点検

※点検につきましては、対象製品ご発送前に必ず発売元(株式会社MonotaRO)迄、点検依頼のご連絡をお願い致します。
(P8 お客様ご相談窓口をご参照ください)

※ご発送の際は、「会社名」「担当者名」「連絡先」「購入日/使用開始日」のご記載をお願い致します。

(1) 使用前点検

必ず毎回使用前に安全ブロックが安全に墜落を阻止できる状態であることを、次の①～⑤のチェックにより確かめる。

① ストラップ全長に損傷がないこと ② ストラップを素早く引き出すとロックすること ③ ストラップの引き出し・巻き込みが全長にわたりスムーズに行なえること ④ フックの2つのカバー(安全装置と外れ止め装置)が正常に作動すること ⑤ 台付ロープ・カラビナ等の取付部材に異常がなく、正しく取り付けられていること

①～④に不具合がある場合は発売元に分解点検・修理・部品交換を依頼し、⑤の異常は新品に取り替える。

(2) 通常点検

少なくとも月に一度は、次のページの<点検チェックリスト>の各項目についてより詳細に点検し、各部に不具合や異常がないことを確認する。さらに[8. 保守]の通りに、使用者による保守を実施する。

(3) 定期分解点検

製品の外観や機能に異常が認められない場合でも、新品の使用開始あるいは前回の分解点検/修理から2年を経過する以前に、発売元で定期分解点検(分解・細部にわたる点検・部品交換・クリーニング・再組立・機能検査)を受ける。

(4) 墜落を阻止したり、大きな衝撃がかかった製品は、ただちに使用を中止し、発売元で分解点検を受ける。

(5) 製品全体が海水・泥水・油等につかった場合は、発売元で分解点検を受ける。



警告

重大な事故につながるおそれがありますので、次の事項は必ず守ってください。

(1) 一度でも墜落を阻止したり、大きな衝撃がかかった製品は、発売元での分解点検を受けることなく再使用してはならない。

(2) 使用開始時または前回の分解点検時から2年(『点検期限記入ラベル』の年月)を経過した製品は、発売元での分解点検を受けることなく継続使用してはならない。

(3) 製品を使用する前に、必ず使用前点検を行なう。

(4) 切傷・焼傷・擦り切れ等でストラップの芯糸が露出しているものは絶対に継続使用しない。

(5) 下水道内等アンモニアの発生している場所や、海上・沿岸地域等、塩分の影響を受けやすい場所で使用する場合は、使用前点検でフックやカラビナ等の金属部のさびやストラップの変質が発生していないか十分に確認する。

■点検チェックリスト■

	点 検 項 目	そのまま使えない状態※
ケース	割れがないか	3mm以上の割れのあるもの
	変形がないか	ストラップ（帯ロープ）の巻き込みに支障のあるもの
	ボルトにユルミがないか	ケース上の各部にユルミがあるもの
フック	安全装置・外れ止め装置が正常に作動するか	安全装置・外れ止め装置が正常に作動しないもの
	変形がないか	変形が目視でわかるもの
	フック本体に傷がないか	深さ1mm以上の傷があるもの
	フック本体に割れがないか	かぎ部内側側頭部に少しでも傷のあるもの
	リベットのカシメ部の状態は正常か	リベットのカシメ部にガタ・変形のあるもの
	さびが発生していないか	リベットのカシメ部が1/2以上摩滅しているもの
	バネの状態は正常か	全体にさびが発生しているもの
ストラップ（帯ロープ）	回転部が回転するか	バネが折れているもの／動きの悪いもの
	摩擦・擦り切れがないか	回転しないもの／動きが悪いもの
	切傷・焼損がないか	1mm以上あるもの／芯糸（白色）が露出しているもの
	異物の付着がないか	1mm以上あるもの／芯糸（白色）が露出しているもの
	縫糸に摩耗・擦り切れ・切断がないか	塗料・セメント等が付着して硬化したもの／薬品が付着して変色・溶融したもの
	変形していないか	摩耗・擦り切れ・切断しているもの
	スムーズに出し入れできるか／カチカチという音がするか	形崩れしているもの
台付ロープ	正常にロックするか	スムーズに出し入れできないもの／カチカチという音がしないもの
	新品の使用開始または前回の分解点検はいつか	ストラップをす早く引き出してもロックしないもの
	切傷・焼損・溶融がないか	2年以上経ているもの（外観上異常がなくても使用しない）
	摩耗がないか	1リード内に7ヤーン以上あるもの
	キンクがないか	摩耗して棒状になっているもの
	ざつま編み込み部は正常か	キンクしたもの（よじれてコブ状になっているもの）
	薬品・塗料の付着はないか	抜けているもの／ゆるんでいるもの
カラビナ	変形はないか	薬品・塗料が付着して変色または硬化したもの
	安全環は正常に作動するか	形崩れしたもの／著しく縮んでいるもの
	外れ止め装置は正常に作動するか	完全に閉まらないもの又は開かないもの
	傷がないか	外れ止め装置が正常に作動しないもの
点検期限 記入ラベル	変形はないか	深さ1mm以上の傷があるもの
	変形が目視でわかるもの	変形が目視でわかるもの
点検期限 記入ラベル		定期分解点検の期限を過ぎていないか
		定期分解点検の期限を過ぎているもの

※「そのまま使えない状態」がある場合は、発売元に分解点検・修理・部品交換を依頼してください。

10 交換の目安

- (1) 使用開始から10年を目安に新品にお取り替えいただくようお勧めします。その間においても、発売元による2年毎の定期分解点検は繰り返し実施してください。
- (2) 使用開始から10年以上が経過し、かつ前回の定期分解点検から2年間を経た製品の継続使用を希望される場合、機能・安全性に影響を及ぼし得る部品は、損傷・劣化・摩滅等が軽微な状態であっても、原則としてすべて交換が必要になります。発売元で適切な対応(部品交換・機能検査等)を行ない、**継続使用が認められた製品に限り耐用年数は規定しません**。以降においても、2年毎の定期分解点検を実施して引き続きご使用いただけます。
- (3) 使用開始の時期が特定できない製品は、製造年月から当該期間を算定してご判断ください。
- (4) 当該機種モデルチェンジや製造中止等により、交換部品が将来供給不能になる場合があります。対象機種の最終販売時点から原則的に10年間は部品を保有する体制をとりますが、以降は修理対応ができかねる事態も起こりえますので、予めご了承ください。

11 その他

- (1) 発売元での分解点検・部品交換・整備等は原則として有償となります。
- (2) 高所での作業が可能な健康状態にあり、かつこの取扱説明書のすべての指示内容を履行できる方がのみが、本製品をご使用いただけます。
- (3) この説明書の指示を逸脱した取り扱い(取付・使用・保管)や各種点検の不備・不履行が原因で発生した事故等の損害に関して、本製品の製造元・発売元は一切の賠償責任を負いかねます。

「労働安全衛生総合研究所 安全帯構造指針 (NIIS-TR-No.35(1999))」に基づく試験

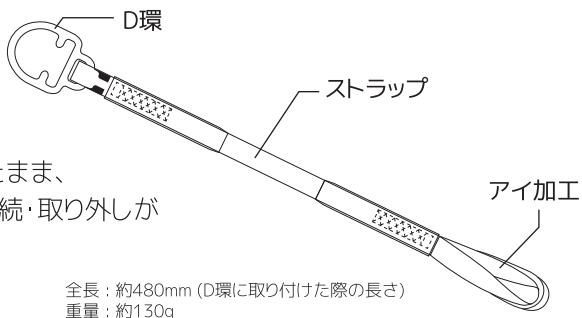
「安全帯構造指針」要求性能	試験結果
ブロック本体	
【衝撃吸収性試験】	
落下体 重量：85kgを、ストラップ引き出し長さ：600mmで、自由落下させたとき	
- 最大衝撃荷重：8kN以下 - 落下距離：2.0m以下	- 最大衝撃荷重：8kN以下 - 落下距離：2.0m以下
落下体 重量：120kgを、ストラップ引き出し長さ：600mmで、自由落下させたとき	
規定なし	- 最大衝撃荷重：8kN以下 - 落下距離：2.0m以下 * 社内試験による数値
【ロック試験】	
落下体 重量：30kgを、ストラップ 引き出し長さ：600mmで、自由落下させたとき	
- ロック機能が正常に作動すること - 試験後ロックが解除可能であること	- ロック機能が正常に作動 - 試験後ロックが解除可能
【引張試験】	
11.5kN以上	11.5kN以上

各部の強さ

参考規格(※)値	試験結果
ストラップ (帯ロープ)	
15kN以上	15kN以上
ワイヤロープ / 三つ打ロープ	
15kN以上	15kN以上
フック / カラビナ	
- 全長方向の強さ：11.5kN以上 - 外れ止め装置の耐力： 1.0kN負荷時にφ3mmが通らないこと	11.5kN以上 - φ3mm通過せず

※「墜落制止用器具の規格」

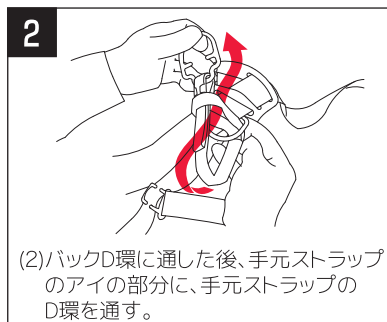
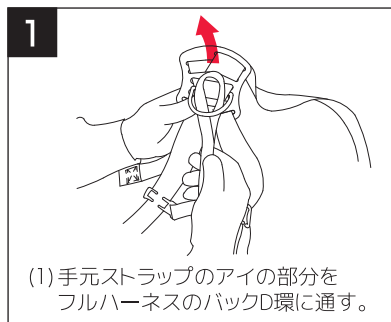
フルハーネスを着たまま、
安全ブロックとの接続・取り外しが
簡単にできる。



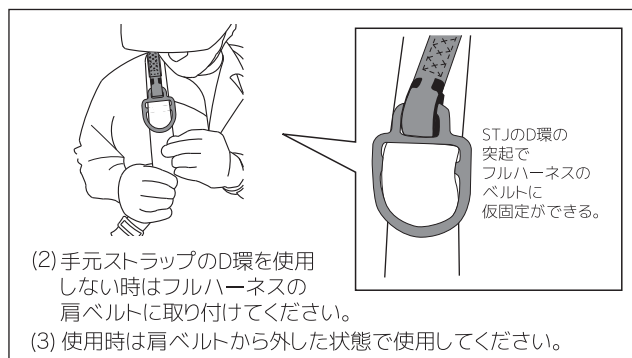
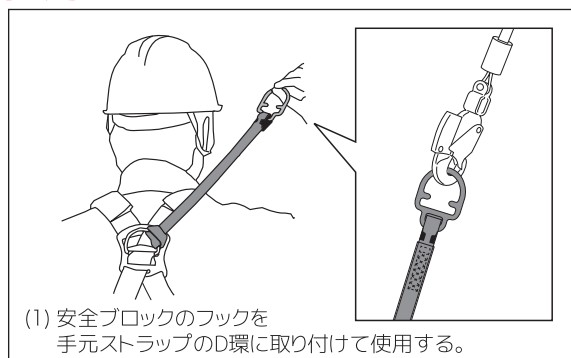
面ファスナー付き手元ストラップ STJM 型



装着方法



使用方法



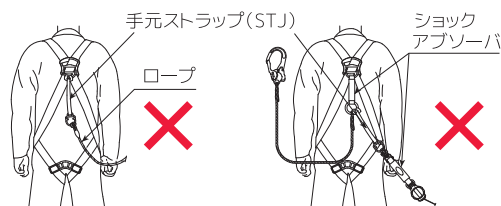
使用上の注意



危険

誤った使い方をしますと墜落などのおそれ
ありますので、絶対にやめてください

- (1) 手元ストラップにランヤードを接続しない。
- (2) 手元ストラップを改造しない。



お客様相談窓口

この取扱説明書の内容に不明点・疑問点がある場合や、特殊な環境で製品をお使いになる場合は、必ず使用前に下記にお問い合わせ・ご確認ください。また、製品に起因する重大事故発生の際は、お手数ですが下記へご一報ください。

発売元

株式会社 MonotaRO
<https://www.monotaro.com>

〒530-0001 大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪22階
TEL 0120-443-509 FAX 0120-289-888

製造元



サンコー株式会社

本社：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高1-14-7
TEL：06(6394)3541(代表)
FAX：06(6395)0041

(この製品は株式会社MonotaROの委託によりサンコー株式会社が製造しました)

点検の不履行など、この取扱説明書の指示を逸脱した取り付け・使用・点検・保守・保管方法が原因で発生した事故に関しては、製品の製造元・発売元は一切の損害賠償責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。